

(2) 盛土等を行う区域に汚染のおそれがないことを確認するための調査  
(施行規則第6条第3項第11号)

チェック

- 申請前に、盛土等を行う区域に土砂基準物質（p. 11）による汚染のおそれがないことを確認する必要があります。
- 確認のための調査方法（p. 13）は「土地の利用状況等の調査」と「分析調査」があります。
- 既に土壤汚染対策法に基づく調査等を行っている場合は、その結果を上記のいずれかの調査の結果の一部として利用できる場合があります。
- 盛土等を行う区域と同一の事業区域内で発生する土砂等（現地流用土）のみで盛土等を行う場合、切土区域においても分析調査を行うことで、施工中及び完了時の土壤分析調査を省略することができます。

【土地の利用状況等の調査を実施した場合に提出する書類等】

- 土地の利用状況等の調査結果書（参考様式第2号）
- 土地の使用履歴（参考様式第3号）※必要に応じて
- 調査に用いた書類等（現況地図、過去の航空写真、土地の登記簿等）

【分析調査を実施した場合に提出する書類等】

- 調査試料採取調書（様式第2号）※試料ごとに作成が必要
- 試料を採取した地点、区域を分割した際の区域線を示した位置図
- 現場の写真（採取位置の状況と試料の採取状況がわかるもの）
- 計量証明書

【解説】

- ・盛土等の実施により、周辺環境に汚染が拡大していないことを適切に確認するため、許可申請書には「盛土等を行う区域に土砂基準物質による汚染のおそれがないこと」を確認した結果を添付することとしました。
- ・田畑等、土砂基準物質が使用されていないことが明らかな土地であることが確認されたときは、土地の利用状況等の調査により、盛土等区域に汚染のおそれがないことが確認されたこととします。
- ・分析調査を行った場合には、計量証明書を添付することが必要です。
- ・分析試料の採取については、計量証明事業者に採取を依頼するか、計量証明事業者自ら採取した試料を持ち込む場合にはその方法をあらかじめ確認する等、適切に行ってください。

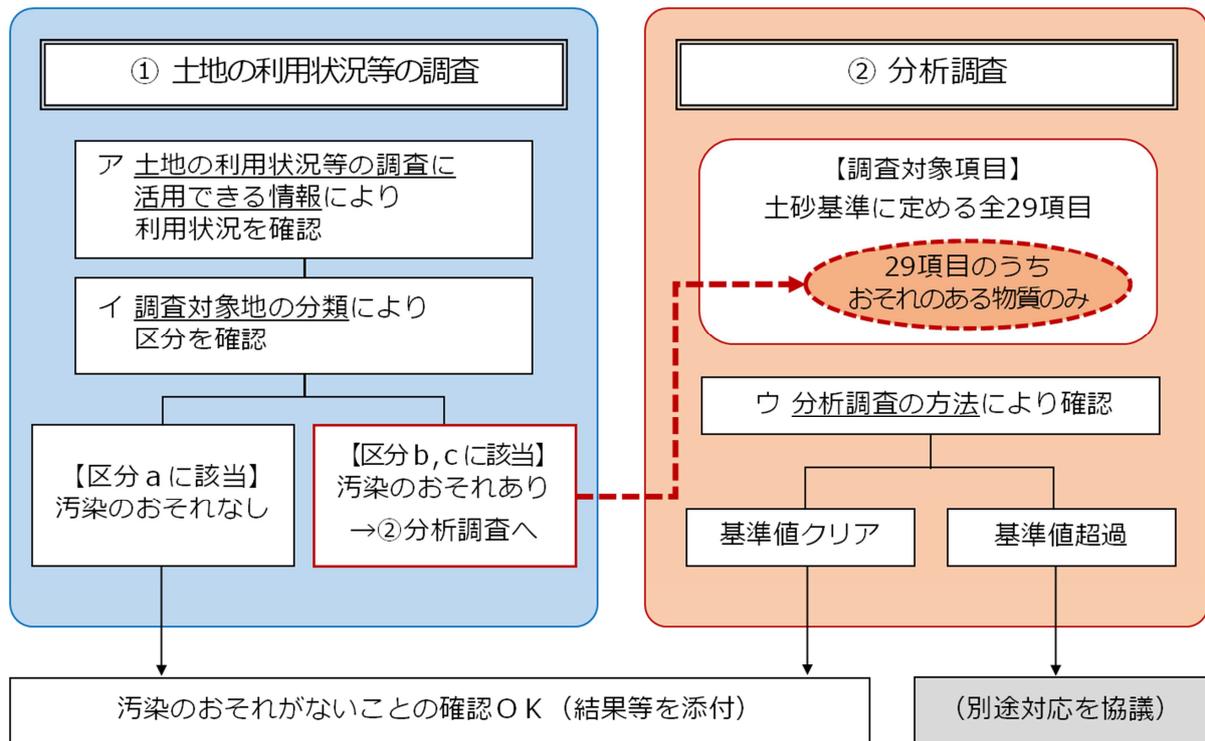
## ○ 土砂基準（施行規則第4条 別表第1）

物質の種類 (土砂基準物質)	土砂等に水を加えた場合に 溶出する物質の量に関する基準 (溶出量基準)	土砂等に含まれる物質の 量に関する基準 (含有量基準)
クロロエチレン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	—
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	—
1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下であること。	—
1,1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下であること。	—
1,2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下であること。	—
1,3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	—
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。	—
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	—
1,1,1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下であること。	—
1,1,2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。	—
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	—
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	—
カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつきカドミウム0.003ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつきカドミウム45ミリグラム以下であること。
六価クロム化合物	検液1リットルにつき六価クロム0.05ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつき六価クロム250ミリグラム以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。	土壌1キログラムにつき遊離シアン50ミリグラム以下であること。
水銀及びその化合物	検液1リットルにつき水銀0.0005ミリグラム以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。	土壌1キログラムにつき水銀15ミリグラム以下であること。
セレン及びその化合物	検液1リットルにつきセレン0.01ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつきセレン150ミリグラム以下であること。
鉛及びその化合物	検液1リットルにつき鉛0.01ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつき鉛150ミリグラム以下であること。
砒素及びその化合物	検液1リットルにつき砒素0.01ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつき砒素150ミリグラム以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液1リットルにつきふっ素0.8ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつきふっ素4,000ミリグラム以下であること。

ほう素及びその化合物	検液1リットルにつきほう素1ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつきほう素4,000ミリグラム以下であること。
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。	—
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。	—
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。	—
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。	—
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。	—
銅	—	農用地（田に限る。）において、土壌1キログラムにつき125ミリグラム未満であること。
1,4-ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下であること。	—
ダイオキシン類	—	土壌1グラムにつき1,000 p g - T E Q 以下であること。

- 1 ダイオキシン類とは、ダイオキシン類対策特別措置法第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。
- 2 ダイオキシン類に係る値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

○ 「盛土等を行う区域に汚染のおそれがないこと」を申請前に調査する方法



- 条例で定める「土砂基準」については p. 11 へ。
- ①又は②、どちらの調査で開始しても構いません。
- [① 土地の利用状況等の調査] から開始する場合は p. 14 へ。
- [① 土地の利用状況等の調査] から [② 分析調査] に移行（①の調査にて区分 b 又は c に該当）する場合は p. 17 へ。
- [② 分析調査] から開始する場合は p. 20 へ。
- 盛土等を行う区域と同一の事業区域内で発生した土砂等のみで盛土等を行う場合は p. 21 へ。

<b>【調査手順】①土地の利用状況等の調査から始める場合</b>
----------------------------------

**①土地の利用状況等の調査**

- ・「ア 土地の利用状況等の調査に活用できる情報」（p. 15）を用いて、盛土等を行う区域（以下「調査対象地」という。）の土地の利用状況等を調査し、以下に挙げる項目について可能な限り遡って調査してください。

- |   |
|---|
| <input type="checkbox"/> 土地の利用の状況<br><input type="checkbox"/> 有害物質の製造、使用又は処理の状況<br><input type="checkbox"/> 有害物質による土壌又は地下水の汚染の概況<br><input type="checkbox"/> その他、調査対象地における土砂基準物質による汚染 |
|---|

- ・土地の利用状況等の調査結果の整理は、参考様式第2号を活用ください。
- ・アの情報のうちのいずれかで土地の利用状況を証明できる場合は、当該情報のみを用いて調査を行っていただいて構いません。
- ・この結果を「イ 調査対象地の分類」（p. 16）に当てはめて分類してください。  
 ⇒分類の結果【a 汚染が存在するおそれがないと認められる土地】に該当した場合は、土砂基準に適合していることを確認できたものとします。  
 ⇒分類の結果【b 汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地】又は【c 汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地】に該当した場合は、調査対象地において使用されたおそれのある物質に絞って「② 分析調査」を実施する必要があります。
- ・なお、土地の利用状況の調査は、アの情報により、現在までの土地の利用履歴を確認し、「イ 調査対象地の分類」（p. 16）における【a】【b】【c】のいずれかに該当することが確認できるまで実施してください。

## ア 土地の利用状況等の調査に活用できる情報

情報	概要
現況地図・写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>・撮影日、撮影位置がわかる資料としてください。</li> </ul>
過去の国土地理院の地図 過去の住宅地図 過去の航空写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の利用状況が変化したこと（例：田→住宅）又は変化のないこと（例：田→田）が確認できる時点まで調査してください。</li> <li>・国土地理院又は国土交通省のホームページにて概ね昭和20年代以降の航空写真を閲覧・入手できます。</li> </ul>
ヒアリング調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査対象地の周辺住民や関係者（調査対象地が事業場の場合は過去の従事者等）へのヒアリングも有効です。</li> </ul>
土地、建物の登記簿 （登記事項証明書）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の利用状況等の履歴や工場、事業場の名称等の把握のため、登記事項証明書を確認してください。</li> <li>・当該土地を管轄する法務局で入手できます。</li> </ul>
行政保有情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害物質の使用等の情報については、水質汚濁防止法、下水道法の有害物質使用特定施設や貯蔵施設の届出、ダイオキシン類対策特別措置法の届出、特定事業場の有無等で把握することができます。</li> <li>・当該土地を管轄する都道府県や市町で入手できます。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記資料のほか、土地の地質の情報（自然由来による汚染の情報等）、汚染のおそれを把握する上で必要な情報がある場合には、土地の利用状況等の履歴を調査するにあたり必要と考えられる資料を適宜調査してください。</li> </ul>

イ 調査対象地の分類

区分	a	b	c
利用履歴	住宅、山林、田畑等、 <u>土砂基準物質の使用等がなかったことが明らか</u> な土地	土砂基準物質を直接扱っていた施設の敷地ではないが、当該敷地から、その用途が全く独立しているとはいえない土地（工場の事務所、作業場、資材置場、倉庫、中庭等）	<u>a 及び b 以外の土地</u> ・ 土砂基準物質の製造、使用、貯蔵、処理等が行われた土地 ・ 過去に当該土地や隣接地等において汚染が認められた土地
分類	<u>汚染が存在するおそれがないと認められる土地</u>	<u>汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地</u>	<u>汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地</u>
対応	調査終了	使用されたおそれのある物質に絞って分析調査を実施 （「ウ 分析調査の方法」を参照）	

※ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法施行令第1条に規定する特定施設があった土地を【c 汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地】に分類してください。

（注）盛土等区域において既に土壤汚染対策法に基づく調査等を実施している場合

- 盛土等を行う区域において既に土壤汚染対策法に基づく調査等を行っている場合、その結果を利用できる場合があります。
  - この場合、以下の点に注意が必要です。
    - ・ 土壤汚染対策法と盛土条例は、調査項目が異なります。
    - ・ 盛土条例で定める土砂基準では、土壤汚染対策法に規定された26項目に、次の3項目が追加されています。
- 【追加された3項目】**    **ダイオキシン類、1,4-ジオキサン、銅**
- 盛土等の許可申請に当たっては、この3項目について新たに土地の利用状況等の調査もしくは分析調査を実施する必要があります。
  - なお、このうち銅については、盛土等を行った後、田として利用する場合のみ調査が必要になります。

【調査手順】①土地の利用状況等の調査から②分析調査に移行する場合
----------------------------------

## ②分析調査

- ・①「イ 調査対象地の分類」で【a 汚染が存在するおそれがないと認められる土地】以外に分類された場合は、使用されたおそれのある土砂基準物質について「ウ 分析調査の方法」に基づいて調査を実施し、土砂基準に適合していることを確認してください。
- ・①の調査を行わずに、②の調査から開始する場合は、p. 20 を御確認ください。

## 【解説】

- ・使用されたおそれのある土砂基準物質については、以下のような方法で絞り込むことができます。
  - 土砂基準物質を使用していた施設の所有者等へのヒアリング
  - 水質汚濁防止法の届出の有無等、行政保有情報の確認
- ・調査対象地において使用されたおそれのある土砂基準物質を絞り込めない場合は、土砂基準に定められた全 29 項目の物質について分析調査を実施する必要があります。
- ・調査対象地において使用されたこと等を把握した物質が下記〔分解生成物として調査が必要な項目〕の左欄に掲げる物質である場合は、右欄に掲げる物質（分解生成物）も含めて調査する必要があります。

## 〔分解生成物として調査が必要な項目〕

物質	分解生成物
四塩化炭素	ジクロロメタン
1,1-ジクロロエチレン	クロロエチレン
1,2-ジクロロエチレン	クロロエチレン
テトラクロロエチレン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、 1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン
1,1,1-トリクロロエタン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン
1,1,2-トリクロロエタン	クロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、 1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン
トリクロロエチレン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、 1,2-ジクロロエチレン

## ウ 分析調査の方法（施行規則第6条第4項）

- (ア) 次の表の左欄に掲げる「盛土等区域の面積」に応じて、盛土等を行う区域を右欄に定める「区域の数」以上の区域に区分してください。

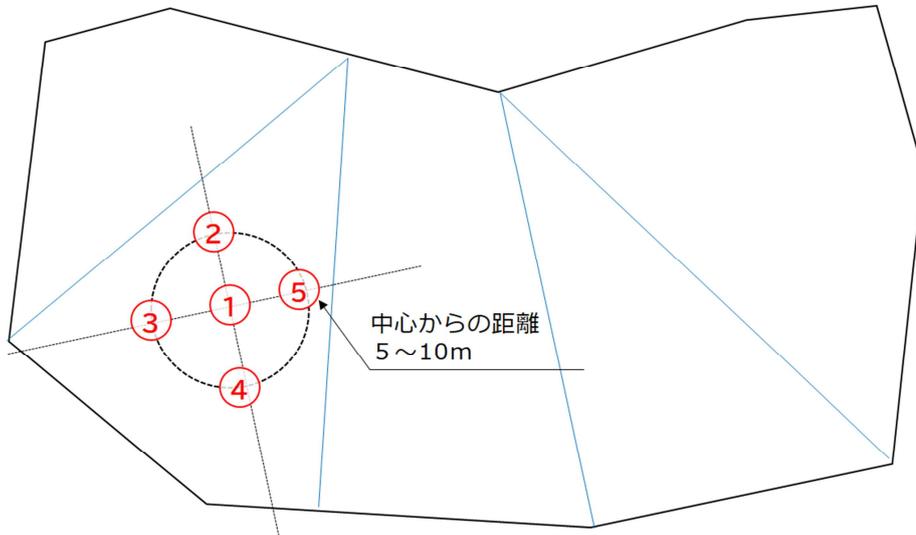
盛土等区域の面積	区域の数
0.5ヘクタール未満	2
0.5ヘクタール以上 1ヘクタール未満	3
1ヘクタール以上 2ヘクタール未満	4
2ヘクタール以上 3ヘクタール未満	5
3ヘクタール以上 4ヘクタール未満	6
4ヘクタール以上 5ヘクタール未満	7
5ヘクタール以上 6ヘクタール未満	8
6ヘクタール以上 7ヘクタール未満	9
7ヘクタール以上 8ヘクタール未満	10
8ヘクタール以上 9ヘクタール未満	11
9ヘクタール以上 10ヘクタール未満	12
10ヘクタール以上	13

- (イ) 試料の用に供される土砂等は、(ア)の規定により区分した各区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点として直角に交わる2直線上の地点のうち当該中央の地点からの距離が5メートルから10メートルまでの間にある4地点（当該地点がない場合にあつては、当該中央の地点を交点として直角に交わる2直線上の地点のうち当該中央の地点と当該区域の境界との間にある地点）において採取することとし、それぞれ等量としてください。  
※詳細は〔調査方法のイメージ〕(p.19)を参照

- (ウ) (イ)の規定により採取した土砂等は、(ア)の規定により区分した区域ごとに混合し、一の試料としてください。ただし、知事が認める場合にあつては、(ア)の規定により区分した2以上の区域から採取した土砂等を混合し、一の試料とすることができます。
- (エ) (ウ)の規定により作成した試料は、土砂基準(p.11)の表の左欄に掲げる物質の種類ごとに「エ 分析方法」により測定してください。

[調査方法のイメージ]

(例) 盛土等区域の面積が 2.3 ヘクタールの場合 ⇒ 5 区域に区分



[手順 1]

- ・盛土等を行う区域を面積に応じて定められた数に区分します。

[手順 2]

- ・区分の中心付近に調査地点①を選定します。
- ・採取位置付近の状況写真を撮影します。

[手順 3]

- ・調査地点①を交点とした直交線を引きます。

[手順 4]

- ・調査地点①から 5～10m の距離となる直交線上に調査地点②～⑤を選定します。

[手順 5]

- ・調査地点①～⑤において、等量の試料を採取します。
- ・採取状況を写真撮影します。
- ・なお、採取する深さは、地表から 50 c m までの土砂等を均等に採取するものとします。
- ・ただし、岩盤等により掘削採取が困難である場合や安全管理上の問題により、50 c m までの試料採取が困難な場合は、この限りではありません。

[手順 6]

- ・調査地点①～⑤から採取した試料を合わせて 1 試料とし、別表第 1 の左欄に記載された物質の種類ごとに分析を行います。

[手順 7]

- ・残りの各区域において手順 1～6 により土壤汚染状況の調査を行います。

## エ 分析方法（条例第22条第2項及び施行規則第6条第4項エ）

物質の種類	分析方法
1,4-ジオキサン	土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）
銅	土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）
ダイオキシン類	ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について（平成11年環境庁告示第68号）
それ以外※	土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件（平成15年環境省告示第18号）
	土壌含有量調査に係る測定方法を定める件（平成15年環境省告示第19号）

※土砂基準物質のうち、1,4-ジオキサン、銅、ダイオキシン類を除く26項目。

<b>【調査手順】②分析調査から開始する場合</b>
----------------------------

- ・すべての土砂基準物質について「ウ 分析調査を行う方法」及び「エ 分析方法」に基づき、調査を実施してください。
- ・分析調査の結果、土砂基準に適合している場合は「汚染のおそれがないことの確認」ができたとみなすことができます。